

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志布志市長 下平 晴行

市町村名 (市町村コード)	志布志市 (462217)	
地域名 (地域内農業集落名)	東・志布志区 (上西谷・中西谷・下西谷・新屋敷・上田屋敷・中田屋敷・下田屋敷・宇都・沢目記・高浜・若宮・小 淵・志布志屋敷・上大性院・中大性院・下大性院・宝満・天神・松原・向川原・小浜・大諏・前川・紺 屋・上有明・関屋・秋葉、仲町・東水洗・西水洗・八坂・南下町・上大黒・中大黒・下大黒)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月28日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

①農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。
 ②農地への連絡路が大型機械が通るには狭い、排水がハウスに適していないなど整備が必要。
 主な作物:飼料作物、茶、甘藷、施設ピーマン

(2) 地域における農業の将来の在り方

作物の生産や栽培方法:特に今と変わりなく、行っていく。
 今後の将来の在り方:新規参入者等の新たな担い手を確保し、農地の活用を促進し集積・集約する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	100.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	96.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。保全・管理が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・新たな担い手の確保及び新たな担い手への農地利用の促進が必要
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、地域全体の農地の集約化を目指す。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・担い手の高齢化の為、負担金を負担できるかという障害があるが、基盤整備を実施したい希望があるため取り組んでいく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外を問わず、市や地域、農協などの関係団体が連携して新たな担い手を育成していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域全体で協力し、鳥獣被害の防止に取り組む。